

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
(フロン排出抑制法)

充填回収業者等に関する運用の手引き

初版（平成 27 年 3 月）

環境省 経済産業省

④フロン類回収の十分な知見を有する者

第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が十分な知見を有する者と考えられる。

なお、業務用冷凍空調機器の回収に係る資格には、主に以下のようなものがある。

- ア. 冷媒フロン類取扱技術者
- イ. 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- ウ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- エ. 冷凍空気調和機器施工技能士
- オ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- カ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- キ. 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- ク. 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))
- ケ. 自動車電気装置整備士(ただし、平成 20 年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成 20 年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)

(3) 運搬に関する基準

法第 46 条

2 第一種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準

施行規則

第 50 条 法第 46 条第2項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 回収したフロン類の移充填(回収したフロン類を充填する容器(以下この号及び次号において「フロン類回収容器」という。)から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。)をみだりに行わないこと。
- 二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

【概要】

フロン類の漏えいを防ぐため、回収したフロン類を運搬するにあたり遵守すべき運搬基準を定めている。当該運搬基準は充填回収業者だけでなく、充填回収業者から委託を受けて運搬を行う者(一般運送業者など)にも適用される。

【解説】

- ①施行規則第 50 条第1号に掲げる「移充填」とは、回収したフロン類を容器から容器へ移し換えることである。また、これを「みだりに行わない」とは、不必要な移充填を行ってはならないとの意味である。例えば回収したフロン類の輸送効率向上等のために行われている中継地点における移充填などは、これに該当しない。
- ②施行規則第 50 条第2号は、運搬時のフロン類回収容器の取扱いに関して、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこととされている。